

IX 資 料

1 総合交通政策の推進(福岡県交通ビジョン2017)

(1) 総論

ア 「交通ビジョン」策定の趣旨

本県では、平成24(2012)年3月、県民一人ひとりが福岡県に生まれ、生活してよかったですと実感できる「県民幸福度日本一」を目指した「福岡県総合計画(2012)」の部門計画として、10年程度先を見据えた「福岡県交通ビジョン2012」(以下「交通ビジョン2012」という。)を策定しました。

「交通ビジョン2012」の策定後、福岡空港と北九州空港の連携強化に加え、東九州自動車道の開通など、本県の交通基盤整備は着実に進展しました。

「福岡県交通ビジョン2017」(以下「交通ビジョン2017」という。)は、こうした、これまでの成果や交通を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政機関のみならず県民、交通事業者などあらゆる関係者が協働し、交通に関する諸施策を推進するために策定するものです。

イ 計画の性格

時代の変化を踏まえた5つの「基本方針」をもとに、取り組むべき交通施策の方向性を示すものです。

ウ 計画期間

平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間とします。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
交通ビジョン	←	交通ビジョン2012	→	検証	←	→	←	→	→	→

(2) これまでの成果と交通を取り巻く状況の変化

「交通ビジョン2012」の各施策について、目標の進捗状況と交通に関連する指標をもとに、これまでの成果を取りまとめました。「交通ビジョン2012」の策定時から、5年間で変化した交通を取り巻く状況についても、以下の7つの観点から取りまとめました。

【これまでの成果】

- ①アジア・グローバル化
 - 福岡空港の滑走路増設事業着手、平行誘導路二重化事業の実施、北九州空港の貨物用エプロンの新設に着手
 - 「福岡県の空港の将来構想」の策定
 - 北九州港(田野浦地区)の岸壁改良、博多港クルーズセンターの整備・供用開始、苅田港、三池港のふ頭、泊地等の整備
- ②地域間の連携強化
 - 東九州自動車道(北九州市～宮崎市間)の開通、福岡高速道路(5号線)の開通
 - 幹線道路の供用開始、八木山バイパス・冷水道路無料化の実施
 - パーク・アンド・ライド駐車場の整備(5年間で15箇所 計904台)
- ③防災・安全
 - 県管理道路橋の耐震化率の向上(2011年度 76% ⇒ 2015年度 94%)
 - 県管理道路の道路防災整備率が向上(2011年度 50% ⇒ 2015年度 79%)
 - 「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」の施行等により、飲酒運転による事故発生件数の減少(2011年 257件 ⇒ 2015年 156件)
- ④日常生活の移動手段の確保
 - コミュニティバス、デマンド交通を運行する市町村数が増加(2011年 36市町⇒2015年 40市町)、市町村による財政負担額は増大(2011年 10.9億円⇒2015年 15.3億円)
 - 鉄道駅のバリアフリー化率(段差の解消)は9割超
 - ノンステップバスの導入率は全国平均を下回るが、徐々に導入率が上昇(2011年度2.1%⇒2015年度11.9%)

【交通を取り巻く状況の変化】

- ①九州のゲートウェイの役割向上
 - 九州の外国人入国者数は、283万人、本県の外国人入国者数は74%の209万人で過去最高(2015年)
- ②世界レベルのスポーツイベント開催と世界文化遺産登録
 - ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
- ③技術革新に伴う交通環境の変化
 - FCVやFHVの普及、自動車運転技術の開発、蓄電池車両の開発・普及
- ④大規模災害発生と国土強靭化への取組み
 - 九州北部豪雨(2012年)、熊本地震(2016年)。「福岡県地域強靭化計画」の策定(2016年)
- ⑤高齢化に伴う交通問題の顕在化
 - 高齢者交通事故死傷者数の増加、改正道路交通法の施行(2016年)による運転免許証返納の増加
- ⑥地方創生への動き
 - 「福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」の策定(2015年)、「交通施策基本法」の制定(2015年)
- ⑦地球温暖化への世界的な取組み
 - 「パリ協定」の発効(2016年)、「福岡県地球温暖化対策実行計画」の策定(2016年)

(3) 展開する施策

「これまでの成果」、「交通を取り巻く状況の変化」、「交通に関する県民意識」を踏まえ、「交通ビジョン2017」では、5つの「基本方針」を定め、時代の変化に即応した施策を総合的、計画的に進めます。

<施策の体系>

基本方針	施策の方向	主要施策
1 アジアの活力取り込みと人・モノの流動拡大	(1) 福岡空港、北九州空港の役割分担と相互補完の推進	①福岡空港、北九州空港の機能強化 ②福岡空港、北九州空港の連携強化
	(2) 国際貿易、国際観光を担うターミナル港湾の整備	①北九州港、博多港の機能強化 ②県営港湾の整備・利用促進
	(3) 空港・港湾と県内各地域を結ぶネットワークの強化	①空港・港湾へのアクセス整備 ②アジアとの物流効率化
2 地域間の連携強化と九州・山口の一体的発展	(1) 九州・山口の人・モノの循環を活発にする交通手段の整備	①高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備 ②鉄道ネットワークの強化
	(2) 都市と地域を結ぶ交通網の充実	①基幹となる道路網の整備 ②地域の自立促進のための道路網の整備 ③目的地へアクセスしやすい交通環境の整備
	(3) 最先端技術を活用した、便利で快適な次世代交通の普及・促進	①ICT(情報通信技術)等を活用した交通システムと次世代自動車の普及・促進
3 大規模災害への備えと事故の未然防止	(1) 交通施設の耐震、災害対応能力の向上	①交通施設の耐震化、自然災害対応能力の向上 ②防災体制の強化
	(2) 交通施設の安全性向上と長寿命化の推進	①交通施設の適切な維持管理の推進
	(3) 高齢者をはじめとする交通事故防止対策、飲酒運転撲滅対策の推進	①交通安全対策の推進
4 地方創生のためのまちづくりと連携した交通網の整備	(1) 集落ネットワークの形成、市街地活性化と一体となった、定住促進のための地域公共交通の形成	①まちづくりと一体となった交通網の形成 ②地域公共交通の強化・広域化 ③公共交通の利用促進
	(2) 地域住民の生活の利便性と安全性を高める道路整備	①生活道路の整備 ②自転車利用環境の整備 ③犯罪の防止に配慮した道路環境の確保
	(3) 誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進	①歩行空間や公共交通施設のバリアフリー化の推進
5 地球温暖化対策の推進	(1) 地球環境負荷の少ない交通の推進	
	①交通円滑化のための道路整備と交通制御 ②地球環境に配慮した交通手段の開発・普及 ③地球環境にやさしい自動車利用の促進	

(4) 施策の推進方策

ア 市町村との連携

県内市町村の地方創生「市町村版総合戦略」の策定支援のために設置した「地方創生市町村圏域会議」を活用し、地域の交通インフラや社会・経済状況を考慮の上、市町村域を越えたコミュニティバスの運行や鉄道も含めた交通ネットワークの再構築など、効果的な施策を推進します。

イ 九州・山口各県との連携

「九州地域戦略会議」、「九州観光推進機構」など、九州・山口各県の経済界、交通事業者、行政機関などで構成される組織を十分活用し、九州運輸局や九州地方整備局とも連携して、九州・山口の発展に資する広域交通ネットワークの充実・強化に取り組みます。

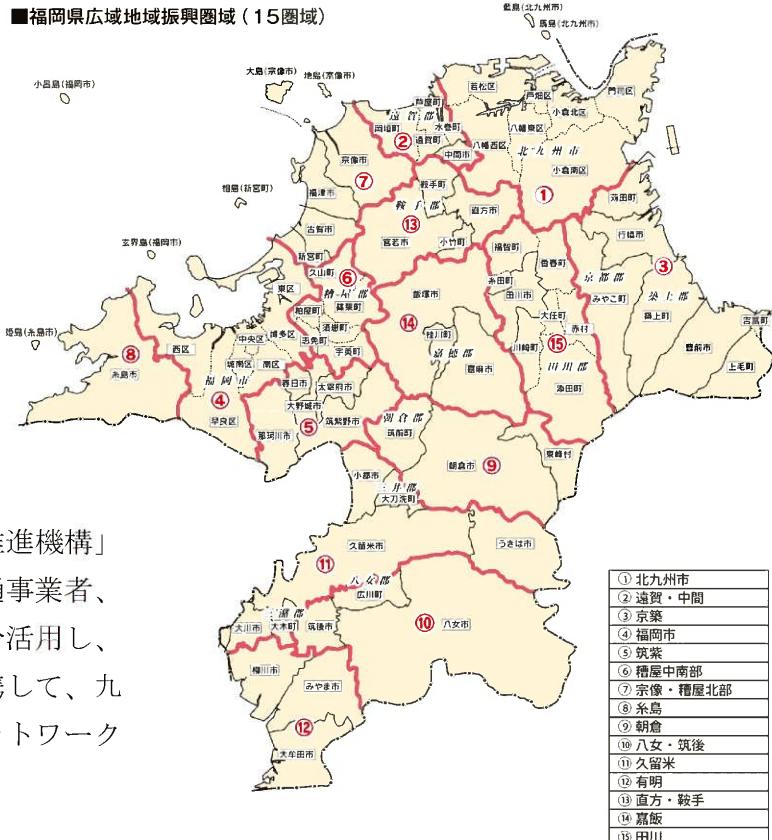
ウ 交通事業者との連携

「地方創生」の基本である、誰もが住み慣れた地域で働き、安心して元気に暮らしていく社会を創るために、県民生活を支える公共交通機関の維持や地域の実態を踏まえた交通体系の見直し、まちづくりと一体となった交通利便性の向上などに、交通事業者と行政機関、県民が連携して取り組みます。

エ 成果の検証と新たな施策の検討

県内の交通関係事業者、有識者、行政機関などで構成する「福岡県交通対策協議会」において、交通ビジョンに掲げた施策の進捗状況、具体的成果、解決すべき課題を確認しながら、PDCAサイクルにより、施策の実効性を高めます。

■福岡県広域地域振興圏域（15圏域）



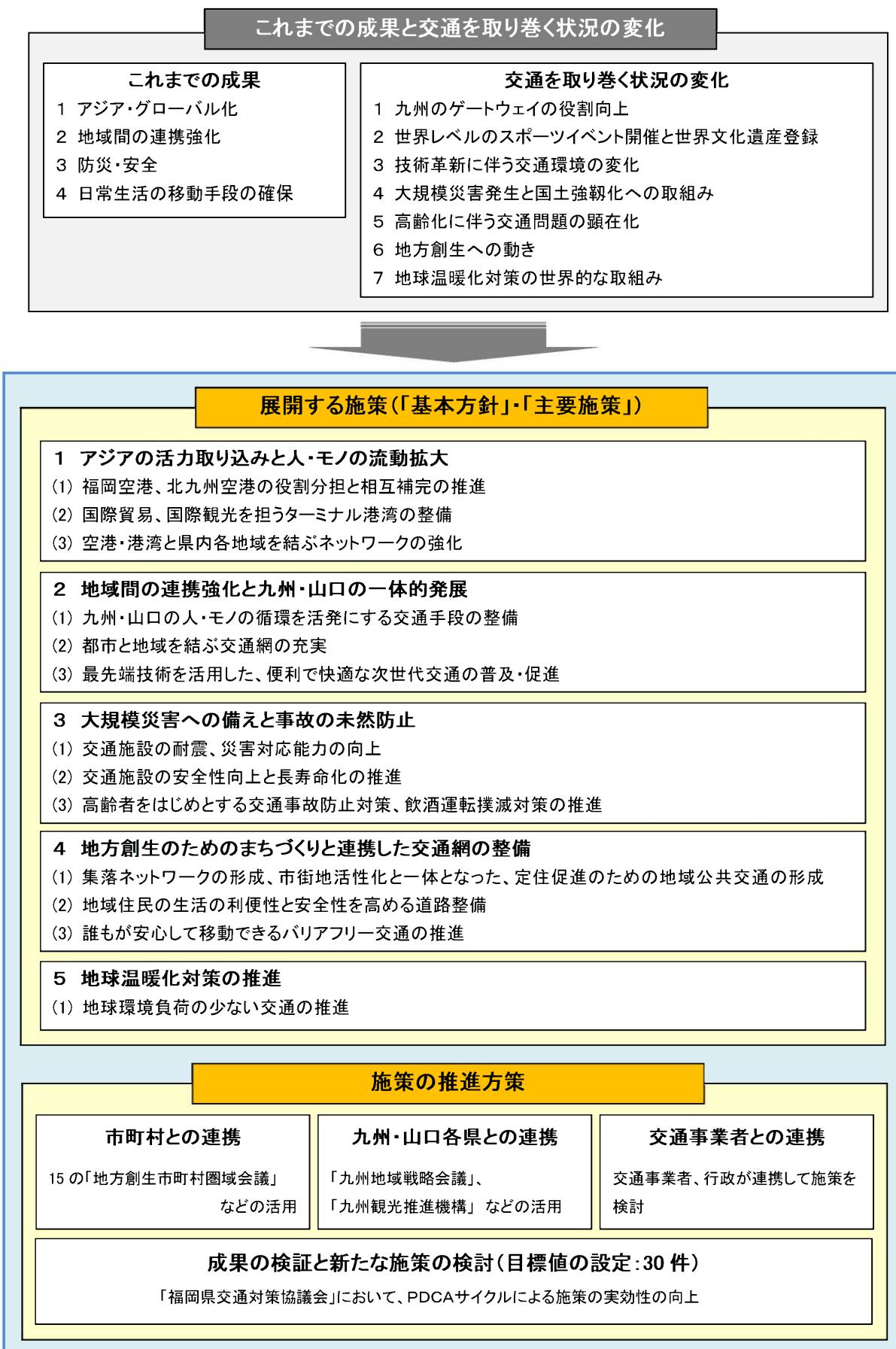
(5) 施策目標（30件）

行政機関のみならず交通事業者、県民などあらゆる関係者が協働して取り組むべき施策の充実・強化につなげるために、施策の達成度を測る指標を設定します。

<県土整備部関連抜粋>

内 容	現 状 値	目 標 値 (令和3 年度)	内 容	現 状 値	目 標 値 (令和3 年度)
三池港コンテナ取扱個数	14,504TEU (平成 27 年度)	24,000TEU	福岡高速6号線(アイランドシティ線)の整備(L=2.5km)	事業中	完成 (令和 2 年度)
新北九州空港道路 (苅田工区)の整備(L=1.1km)	事業中	完成 (令和 2 年度)	さわやか道路美化促進事業の認定団体数	586 (平成 27 年度)	840
県管理道路の道路防災整備率(法面対策・落石対策等)	79% (平成 27 年度)	100% (令和 2 年度)	主要施設(水域・外郭・係留・臨港交通)の維持管理計画策定期(県管理施設)	37% (平成 26 年度)	100% (平成 30 年度)
県管理道路橋の落橋・崩壊防止対策率(※1)	94% (平成 27 年度)	100%	緊急輸送道路上の路面下空洞調査の実施率	40% (平成 27 年度)	100%
高潮浸水想定区域図の公表数	—	3沿岸	啓開道路情報システムの運用訓練	—	毎年度実施

(6) スキーム図



2 福岡県水道ビジョンの概要

(1) 「福岡県水道ビジョン」策定の趣旨

ア 趣旨

水道は、現在では、人の生活や社会経済活動を支えるライフラインとして必要不可欠なものとなっています。

一方、今日、水道は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、深刻化する人材不足等の様々な課題に直面しています。加えて、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨等の大規模災害が頻発しており、このような災害に備えることも求められています。

このような状況を踏まえ、水道事業者をはじめとする関係者が目指すべき方向性や執るべき施策等を示す「福岡県水道ビジョン」を策定しています。

本水道ビジョンは、本県水道の現状を明らかにし、広域的な地域である「圏域」を設定して、その圏域ごとに現状分析と評価、課題の抽出を行います。そして、本県水道の理想像を提示し、その目指すべき方向性、実現方策を示すことにより、水道の基盤強化を実現するものです。

イ 計画期間

令和元年度（2019年度）からの10年間とします。

ウ 圏域の区分

「福岡圏域」、「北九州圏域」、「筑後圏域」及び「筑豊圏域」の4つの圏域を設定しています。

(2) 課題の抽出

ア 安全

（ア）水質の管理体制 （イ）水源水質の管理

イ 強靭

（ア）水道施設の耐震化 （イ）災害対応等の危機管理

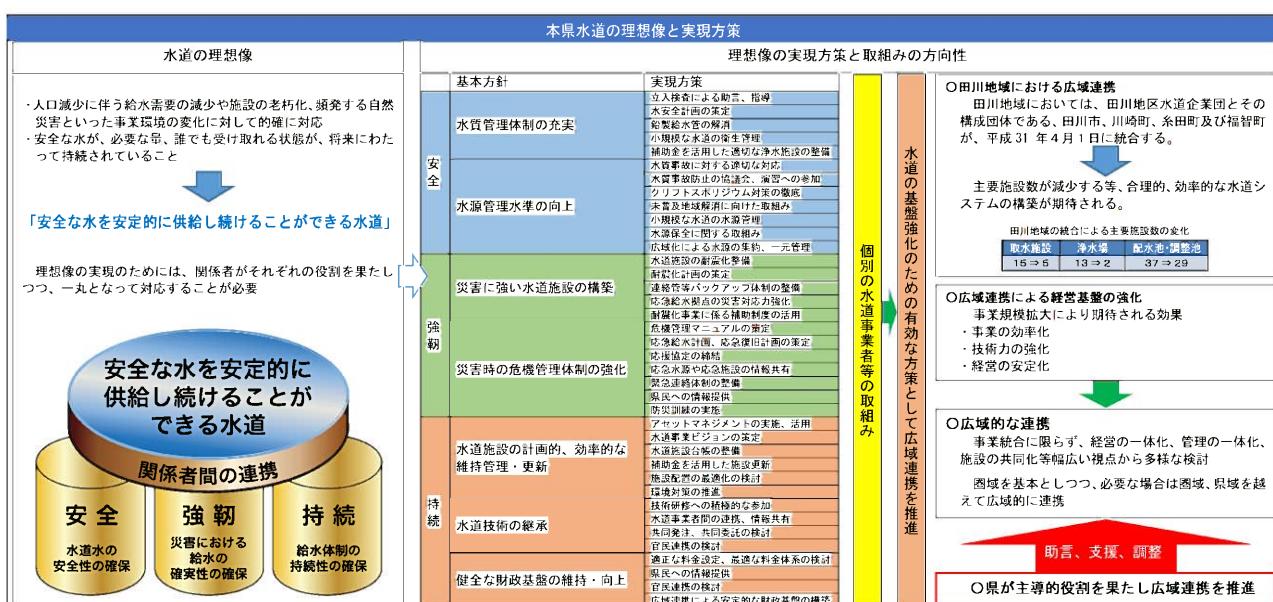
ウ 持続

（ア）法定耐用年数を超える管路の計画的更新

（イ）アセットマネジメント（更新費用を含めた将来の收支見通し作成）の実施及び精度の向上

（ウ）水道事業ビジョンの策定 （エ）水道技術の継承 （オ）健全な財政基盤の維持

(3) 本県水道の理想像と実現方策



3 県土整備部事務分掌

(1) 本庁

課(室)名	係名	所掌事務
国土整備 総務課	総務係	1 測量法の施行に関すること。 2 県土整備部に係る人事に関する事務の総括に関すること。 3 県土整備関係法規に関すること。 4 庶務に関すること。 5 財務会計に関すること。 6 県土整備部に属する出先機関に関すること。 7 県土整備部各課の連絡調整に関すること。 8 県土整備部に属する事務で他課に属しないこと。
	予算第一係	1 県土整備部に係る予算の総括に関すること。 2 県土整備部に係る予算に関する事務のうち、他係に属しないこと。
	予算第二係	1 県土整備部の企画課、用地課、道路維持課及び道路建設課に係る工事費の予算に関すること。
	予算第三係	1 県土整備部の河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課及び水資源対策課に係る工事費の予算に関すること。
企画課	指導係	1 県土整備部に係る事業の総合的進行管理及び工事の工程管理の指導に関すること。 2 県土整備部に係る電算処理システムに関する事務（設計積算システムに関するものを除く。） 3 庶務に関する事務。 4 財務会計に関する事務。 5 福岡県建設技術情報センターに関する事務。 6 公益財団法人福岡県建設技術情報センターに関する事務。
	企画係	1 県土整備行政の総合企画、調査及び調整に関する事務。 2 県土整備部所管の公共事業の評価に関する事務。 3 職員の土木技術に関する研修に関する事務。
技術 調査室	技術調査班	1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に関する事務。 2 県土整備部に係る技術事項の企画、調査及び基準に関する事務。 3 県土整備部に係る電算処理システムに関する事務（設計積算システムに関するものに限る。） 4 県土整備部に属する事務のうち、土木技術に係るもので他課に属しない事務。
	契約班	1 県土整備部に係る工事の入札（事務委任規則別表の規定により財務担当所長に委任されたものを除く。）に関する事務。
	検査員	1 県土整備部に係る工事の検査及び指導に関する事務。
用地課	用地係	1 県土整備部所管に係る公共土木施設の用地に関する事務の総括に関する事務。 2 県土整備部所管に係る公共土木施設のための用地取得に係る土地評価及び補償の基準に関する事務。 3 国土交通省所管の国有財産に関する事務のうち、他課に属しない事務。 4 庶務に関する事務。 5 財務会計に関する事務。
	収用係	1 土地収用法の施行に関する事務。 2 公共用地の取得に関する特別措置法の施行に関する事務。 3 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しない事務。 4 福岡県収用委員会の庶務に関する事務。 5 所有者不明土地の利用に関する法律の施行に関する事務のうち、地域福利増進事業並びに土地収用法の特例に係る裁判申請に対する審査及び裁判事務に関する事務。
	用地取得班	1 県土整備部所管に係る公共土木施設のための用地取得及びこれに係る土地評価及び補償に関する事務。

課（室）名	係　名	所掌事務
河川管理課	管理係	1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 2 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の施行に関すること。 3 河川法の規定に基づく河川の維持管理に関する事務（技術に関するものを除く。）。 4 砂利採取法の施行に関する事務のうち、採取計画の認可等に関する事務で他課に属しないこと。 5 鉄道事業法の規定に基づく河川、溝渠及び運河等に関する事務。 6 国土交通省所管の国有財産のうち、河川法が適用又は準用される河川に関する事務。 7 庶務に関する事務。 8 財務会計に関する事務。
	維持係	1 河川法の規定に基づく河川の維持管理のうち、技術に関する事務。 2 河川法の規定に基づくダムの維持管理に関する事務。 3 土木総合防災情報システムの運用管理に関する事務。
	水防係	1 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
	災害対策係	1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、県土整備部所管に係るものに関する事務（港湾に係るもの除外）。 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定に基づく特別財政援助額等の算定に関する事務。 3 県土整備部に係る災害の総括に関する事務。 4 1から3までに定めるもののほか、河川施設の災害復旧事業に関する事務。
河川整備課	計画係	1 河川事業の企画調査に関する事務。 2 河川法の規定に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画に関する事務。 3 庶務に関する事務。 4 財務会計に関する事務。
	整備第一係	1 河川法の規定に基づく河川の治水に関する事務（他係に係るもの除外）。
	整備第二係	1 市町村が管理する河川の治水に関する事務。 2 河川の災害発生等による緊急な河川改修に関する事務。

課（室）名	係　名	所掌事務					
港湾課	管理係	1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、港湾及び海岸に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 2 統計法の規定に基づく基幹統計のうち、港湾調査に関すること。 3 水防法の施行に関する事務のうち、高潮に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 4 港湾法の施行に関すること。 5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、港湾に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 6 海岸法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 7 砂利採取法の施行に関する事務のうち、海浜地及び海域（漁港区域を除く。）に係る採取計画の認可等に係る事務で他係に属しないこと。 8 國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に関すること。 9 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること（技術に関するものを除く。）。 10 その他公共土木施設の災害復旧事業のうち、港湾に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 11 國土交通省所管の国有財産のうち、港湾及び海岸に係るものに関すること。 12 庶務に関すること。 13 財務会計に関すること。					
		港湾係	1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、港湾に係るものに関する技術に関すること。 2 港湾法の規定に基づき県が港湾管理者となった港湾（以下「県営港湾」という。）の工事に関すること。 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、港湾に係るものに関する技術に関すること。				
			海岸係	1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、海岸に係るものに関する技術に関すること。 2 水防法の施行に関する事務のうち、高潮に係るものに関する技術に関すること。 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、海岸に係るものに関する技術に関すること。 4 海岸法の規定に基づく県営工事に関する事務（漁港区域及び農地保全地区を除く。）。 5 砂利採取法の施行に関する事務のうち、海浜地及び海域（漁港区域を除く。）に係る採取計画の認可等に係る技術に関する事務。 6 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する事務のうち、技術に関する事務。			
				砂防課	傾斜地保全係	1 砂防法の施行に関する事務のうち、土地の制限又は管理に関する事務。 2 採石法の施行に関する事務のうち、採取計画の認可その他災害防止命令等に係る土木技術に関する事務。 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、他係に属しないこと。 4 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事務。 6 ぼた山災害防止事業に関する事務のうち、技術に関する事務。 7 國土交通省所管の国有財産のうち、砂防法第1条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設に関する事務。 8 庶務に関する事務。 9 財務会計に関する事務。	
		砂防係				1 砂防法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。 2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、砂防設備に係るものに関する技術に関する事務。	
						土砂災害対策係	1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務。

課（室）名	係　名	所掌事務
水資源 対策課	調整係	<p>1 水資源開発促進法の規定に基づく水資源開発水系の指定及び水資源開発基本計画に関すること。</p> <p>2 水源地域対策特別措置法の施行に関すること。</p> <p>3 独立行政法人水資源機構法の規定に基づく事業実施計画等に関すること。</p> <p>4 水行政に係る連絡及び調整に関すること。</p> <p>5 節水型水利用の推進に関すること。</p> <p>6 水資源開発地域に係る振興計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>7 庶務に関すること。</p> <p>8 財務会計に関すること。</p>
	計画係	<p>1 総合的水需給計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>2 広域利水計画の調整及び指導に関すること。</p> <p>3 水利用の合理化に関すること。</p> <p>4 地下水の利用及び保全に関すること。</p> <p>5 工業用水の需給の調整に関すること。</p> <p>6 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。</p>
水道整備室		<p>1 水道法の施行に関すること。</p> <p>2 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>3 その他水道に関すること。</p>

(2) 出先機関

事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備事務所 福岡 久留米 南筑後 直方 京築 朝倉 八女 北九州 田川 飯塚 那珂	総務課	1 庶務に関すること。 2 財務会計に関すること。
	企画班	1 県土整備行政の企画、調査及び調整に関すること。
	用地課	1 砂防法の施行に関すること。 2 公有水面埋立法の施行に関すること。 3 測量法の施行に関すること。 4 水防法の施行に関する事項（技術に関するものを除く。） 5 土地收用法の施行に関する事項。 6 道路法の施行に関する事項。 7 都市公園法の施行に関する事項。 8 地すべり等防止法の施行に関する事項。 9 水洗炭業に関する法律の施行に関する事項。（福岡、直方、北九州、田川及び飯塚に限る。） 10 道路交通法の規定に基づく道路の使用に係る協議に関する事項。 11 公共用地の取得に関する特別措置法の施行に関する事項。 12 河川法の施行に関する事項。 13 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業（技術に関するものを除く。）に関する事項。 14 砂利採取法の施行に関する事項。 15 都市計画法の施行に関する事務のうち、風致地区に関する事項。（福岡を除く。） 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事項。 17 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事項。 18 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務（土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に限る。）のうち、届出及び通知の受領に関する事項。 19 福岡県屋外広告物条例の施行に関する事項。 20 国有財産に関する事項。 21 用地取得に関する事項。 22 損失補償に関する事項。 23 登記事務に関する事項。 24 海岸法の施行に関する事項。（福岡、京築及び北九州に限る。） 25 港湾法の施行に関する事項。（京築及び北九州に限る。） 26 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する事項（技術に関するものを除く。）。（福岡、京築及び北九州に限る。）
	管理課 (福岡)	
	※福岡においては、右記所掌事務のうち、 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 14, 16, 17, 18, 19, 20, 24, 26 は管理課が所掌)	
	道路課 (久留米、直方、 八女、田川、飯塚 を除く) 道路維持課 (久留米、直方、 八女、田川、飯塚) 道路建設課 (久留米、直方、 八女、田川、飯塚)	1 道路法の規定に基づく国道及び県道の新設、改良、踏切除却及び維持修繕に関する事項。 2 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、他課に属しない事項。 3 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業の技術に関する事項。 4 都市計画法の規定に基づく県営都市計画事業に関する事項。（朝倉及び田川に限る。）

事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備事務所 福岡 久留米 南筑後 直方 京築 朝倉 八女 北九州 田川 飯塚 那珂	河川砂防課 (南筑後を除く) 港湾河川課 (南筑後)	<p>1 砂防法の規定に基づく砂防施設の建設、改良及び維持修繕に関すること。</p> <p>2 水防法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。</p> <p>3 地すべり等防止法の規定に基づく地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設の建設、改良及び維持修繕に関すること。</p> <p>4 河川法の規定に基づく河川の建設、改良及び維持修繕に関すること（河川総合開発事務所の所掌事務であるものを除く。）。</p> <p>5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく急傾斜地崩壊防止施設の建設、改良及び維持修繕に関すること。</p> <p>6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づく基礎調査に関すること。</p> <p>7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に係るもので、他課に属しないこと。</p> <p>8 ぼた山災害防止事業に関すること。（直方、北九州、田川及び飯塚に限る。）</p> <p>9 海岸法の規定に基づく海岸の県営の建設、改良及び維持修繕に関すること（他の出先機関の所掌事務であるものを除く。）。（福岡、南筑後、京築及び北九州に限る。）</p> <p>10 港湾法の規定に基づく県営港湾の建設、改良及び維持修繕に関すること。（南筑後、京築及び北九州に限る。）</p>
	都市施設 整備課 (福岡、久留米、 南筑後、直方、京 築、八女、 北九州、飯塚 及び那珂)	<p>1 都市計画法の規定に基づく県営都市計画事業に関すること。</p> <p>2 都市公園法の規定に基づく都市公園施設の新設、改良及び維持修繕に関すること（大濠公園能楽堂、旧福岡県公会堂貴賓館及び筑後広域公園芸術文化交流施設に係るものを除く。）。（福岡、南筑後、八女、北九州、飯塚及び那珂に限る。）</p> <p>3 下水道法に基づく幹線管渠の新設、改良及び維持補修に関すること。（南筑後、直方、八女及び北九州に限る。）</p>
	建築指導課 (南筑後を除く)	<p>1 統計法の規定に基づく指定統計のうち、建築着工統計に関すること。</p> <p>2 建設業法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関する事務。</p> <p>3 建築基準法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関する事務。</p> <p>4 建築士法の施行に関する事務のうち、建築物の登録に関する事務。</p> <p>5 宅地建物取引業法の施行に関する事務のうち、宅地建物取引業の登録に関する事務。</p> <p>6 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関する事務。</p> <p>7 都市計画法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関する事務。</p> <p>8 都市再開発法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関する事務。（地方公共団体施行に係るものを除く。）</p> <p>9 净化槽法の施行に関する事務のうち、浄化槽の構造及び浄化槽工事業に係る登録に関する事務。</p> <p>10 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、建築物に関する事務。</p> <p>11 独立行政法人住宅金融支援機構から委託された事務に関する事務。</p> <p>12 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、建築物の特定建設資材に係る分別解体及び解体工事業者に係る登録事務等に関する事務。</p> <p>13 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務。</p> <p>14 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務。</p> <p>15 建設機械抵当法の施行に関する事務。（福岡、久留米、北九州及び飯塚に限る。）</p> <p>16 県営の建築工事及び委託を受けた建築工事の監督に関する事務。（北九州及び那珂に限る。）</p>

事務所名	課(室)名	所掌事務	
県土整備事務所	筑紫野古賀線 バイパス建設 室 (福岡)	1 県道筑紫野古賀線のバイパスの建設及び改良に関すること。	
	スマート I C 対策室 (久留米)	1 スマート I C設置に関する県道鳥栖朝倉線の建設に関すること。	
	災害事業室 (久留米)	1 筑後川水系流域の浸水対策重点地域緊急事業に関すること。	
	国道バイパス 建設室 (田川)	1 国道322号田川バイパスの建設に関すること。	
	災害事業セン ター (朝倉)	1 平成二十九年七月九州北部豪雨による災害に伴う公共土木施設災害復旧事業、 河川等災害関連事業その他災害関係事業(以下「平成二十九年七月豪雨災害関係事 業」という。)の推進及び総合調整に関すること。 2 平成二十九年七月豪雨災害関係事業のために行う第一項第二号ハ、ホ、ル及び ナからムまでに規定する事務 3 平成二十九年七月豪雨災害関係事業の道路に関すること。 4 平成二十九年七月豪雨災害関係事業の河川に関すること。 5 平成二十九年七月豪雨災害関係事業の砂防施設に関すること。	
	災害事業室 (那珂)	1 高尾川流域の床上浸水対策特別緊急事業に関すること。	
	福岡 久留米 南筑後 直方 京築 朝倉 八女 北九州 田川 飯塚 那珂	ダム管理 出張所 鳴淵・猪野ダム 瑞梅寺ダム (福岡) 藤波ダム (久留米) 力丸・犬鳴ダム 福智山ダム (直方) 伊良原ダム (京築) 日向神ダム (八女) ます渕ダム (北九州) 油木ダム 陣屋ダム (田川) 南畠・五ヶ山ダム 山神・牛頸・北谷ダ ム (那珂)	1 ダムの操作に関すること。 2 ダム、貯水池その他付属施設の維持管理に関すること。 3 気象、水象等の調査測定に関すること。 4 テレメーター装置、警報設備及び無線電話の操作及び維持管理に関すること。 5 庶務に関すること。 6 財務会計に関するもののうち、公有財産の管理並びに物品の管理及び保管に関する こと。
	三池港管理 出張所 (南筑後)	1 海岸法の施行に関すること。 2 港湾法の施行に関すること。 3 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること(技術に関するものを除 く。)。 4 國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に関するこ と。	

事務所名	課(室)名	所掌事務
国土整備事務所 前原支所 柳川支所 行橋支所 宗像支所	庶務課	<p>1 庶務に関すること。</p> <p>2 財務会計に関するもののうち、税外諸収入の収入及び現金の記録管理に関すること。</p> <p>3 砂防法の施行に関すること。</p> <p>4 公有水面埋立法の施行に関すること。</p> <p>5 水防法の施行に関すること（技術に関するものを除く。）。</p> <p>6 道路法の施行に関すること。</p> <p>7 都市公園法の施行に関すること。（柳川に限る。）</p> <p>8 地すべり等防止法の施行に関すること。</p> <p>9 道路交通法の規定に基づく道路の使用に係る協議に関すること。</p> <p>10 河川法の施行に関すること。</p> <p>11 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業（技術に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>12 砂利採取法の施行に関すること。</p> <p>13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関すること。</p> <p>14 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>15 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務（土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に限る。）のうち、届出及び通知の受領に関すること。</p> <p>16 国有財産に関すること。</p> <p>17 海岸法の施行に関すること。</p> <p>18 港湾法の施行に関すること。（前原を除く。）</p> <p>19 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること（技術に関するものを除く。）。</p>
	工務課 (柳川を除く)	<p>1 道路法の規定に基づく国道及び県道の維持修繕に関すること。</p> <p>2 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。</p> <p>3 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業の技術に関すること。</p> <p>4 砂防法の規定に基づく砂防施設の維持修繕に関すること。（柳川は建設及び改良に関する事を含む。）</p> <p>5 水防法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。</p> <p>6 地すべり等防止法の規定に基づく地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設の維持修繕に関すること。（柳川は建設及び改良に関する事を含む。）</p>
	道路維持課 (柳川)	<p>7 河川法の規定に基づく河川の維持修繕に関すること（河川総合開発事務所の所掌事務であるものを除く。）。（柳川は建設及び改良に関する事を含む。）</p> <p>8 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に関すること。（柳川は建設及び改良に関する事を含む。）</p> <p>9 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づく基礎調査に関すること。（柳川に限る。）</p>
	河川砂防課 (柳川)	<p>10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に係るもので、他課に属しないこと。</p> <p>11 海岸法の規定に基づく海岸の県営の維持修繕に関する事務（他の出先機関の所掌事務であるものを除く。）。（柳川は建設及び改良に関する事を含む。）</p> <p>12 港湾法の規定に基づく県営港湾の維持修繕に関する事務。（前原を除く。柳川は建設及び改良に関する事を含む。）</p>

事務所名	課(室)名	所掌事務
県土整備事務所 前原支所 柳川支所 行橋支所 宗像支所	建築指導課 (柳川)	<p>1 統計法の規定に基づく指定統計のうち、建築着工統計に関すること。</p> <p>2 建設業法の施行に関すること。</p> <p>3 建築基準法の施行に関すること。</p> <p>4 建築士法の施行に関すること。</p> <p>5 宅地建物取引業法の施行に関すること。</p> <p>6 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関すること。</p> <p>7 都市計画法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関すること。</p> <p>8 都市再開発法の施行に関すること（地方公共団体施行に係るものを除く。）。</p> <p>9 净化槽法の施行に関する事務のうち、浄化槽の構造及び浄化槽工事業に係る登録に関すること。</p> <p>10 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、建築物に関すること。</p> <p>11 独立行政法人住宅金融支援機構から委託された事務に関すること。</p> <p>12 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、建築物の特定建設資材に係る分別解体及び解体工事業者に係る登録事務等に関すること。</p> <p>13 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>14 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関すること。</p>
港務所 (苅田)	庶務課	<p>1 庶務に関すること。</p> <p>2 財務会計に関すること。</p>
	港営課	<p>1 水防法の施行に関する事務のうち、高潮に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。</p> <p>2 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること（技術に関するものを除く。）。</p> <p>3 県営港湾の管理に関する事務のうち、県営苅田港に関すること。</p>
	工務課	<p>1 水防法の施行に関する事務のうち、高潮に係るもの技術に関すること。</p> <p>2 県営苅田港の維持修繕及び施工工事に関すること。</p>

4 県土整備部出先機関の所在等

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	管轄区域
福岡県土整備事務所	812-0053	福岡市東区箱崎1丁目18番1号 粕屋総合庁舎	(092) 641-0161	(092) 632-8677	福岡市のうち那珂県土整備事務所の管轄区域を除く地域 古賀市 糸島市 糟屋郡
前原支所	819-1112	糸島市浦志2丁目3番1号 糸島総合庁舎	(092) 322-2961	(092) 324-9255	福岡市西区の一部 糸島市
久留米県土整備事務所	839-0865	久留米市新合川町1丁目7番27号	(0942) 44-5222	(0942) 44-9561	久留米市 小郡市 うきは市 三井郡
南筑後県土整備事務所	836-0034	大牟田市小浜町24番地1 大牟田総合庁舎	(0944) 41-5112	(0944) 41-5120	大牟田市 柳川市 大川市 みやま市 三潴郡
柳川支所	832-0823	柳川市三橋町今古賀8番地1 柳川総合庁舎	(0944) 72-4155	(0944) 74-3890	柳川市 大川市 みやま市 三潴郡
直方県土整備事務所	822-0025	直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎	(0949) 22-5608	(0949) 22-5644	直方市 宮若市 鞍手郡
京築県土整備事務所	828-0021	豊前市大字八屋2007番地の1 豊前総合庁舎	(0979) 82-3350	(0979) 83-3215	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡
行橋支所	824-0005	行橋市中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎	(0930) 23-1747	(0930) 25-6917	行橋市 京都郡
朝倉県土整備事務所	838-0068	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	(0946) 22-3910	(0946) 24-7360	朝倉市 朝倉郡
八女県土整備事務所	834-0063	八女市本村字深町25番地 八女総合庁舎	(0943) 22-6982	(0943) 23-7722	八女市 築後市 八女郡

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X番号	管轄区域
北九州県土整備事務所	807-0831	北九州市八幡西区則松3丁目7番1号 八幡総合庁舎	(093) 691-2761	(093) 692-9479	北九州市 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
宗像支所	811-3436	宗像市東郷1丁目2番1号 宗像総合庁舎	(0940) 36-2005	(0940) 36-6433	宗像市 福津市
田川県土整備事務所	825-0002	田川市大字伊田4543番地の1	(0947) 42-9111	(0947) 42-8760	田川市 田川郡
飯塚県土整備事務所	820-0004	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	(0948) 21-4930	(0948) 25-6280	飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡
那珂県土整備事務所	816-0943	大野城市白木原3丁目5番25号 筑紫総合庁舎	(092) 513-5561	(092) 513-5606	福岡市博多区の一部 福岡市南区の一部 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
苅田港務所	800-0315	京都郡苅田町港町29番地	(093) 434-0585	(093) 436-2875	

5 附属機関等

(1) 行政委員会

名 称	根拠法令	担当事務	担当課
収用委員会	土地収用法第51条	公共事業用地の取得に係る事業施行主体と土地所有者間における紛争解決等に関する事務	用地課

(2) 附属機関

名 称	根拠法令	担当事務	担当課
土地収用事業認定審議会	土地収用法第34条の7 福岡県土地収用事業認定審議会条例第1条	土地収用法の規定によりその権限に属された事項の調査審議	用地課
地方港湾審議会	港湾法第35条の2 福岡県地方港湾審議会条例第1条	福岡県が管理する港湾の開発、利用保全及び管理に関する重要事項の調査審議	港湾課
水防協議会	水防法第8条 福岡県水防協議会条例第1条	水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること。	河川管理課

(3) 公社等

名 称	住 所	業務概要	担当課
福岡県道路公社	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎4階	有料道路の維持管理	道路建設課
福岡北九州高速道路公社	福岡市東区東浜2丁目7番53号	福岡市及びその周辺並びに北九州市の都市高速道路の建設と維持管理	道路建設課
公益財団法人 福岡県建設技術 情報センター	糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1	建設材料試験、建設技術に関する調査・研究、建設技術者に対する研修、公共工事の設計・積算及び施工管理	企画課

6 令和2年度県土整備部主要行事

時期	行事名	概要	担当課
5/1～5/31	水防月間	水害の未然防止又は軽減を目的に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、国民の水防に対する理解と広く協力を求めるため水防訓練の実施等を行う。	河川管理課
6/3	測量の日	測量の意義及び重要性に対する国民の理解と関心を一層高めるため、測量・地図に関する情報、知識を国民に普及、啓発する各種行事を全国的かつ一体的に実施する。	県土整備総務課
6/1～6/7	水道週間	水道についてさらに国民の理解を深め、水道事業の今後の発展に資するため広報活動を実施する。	水資源対策課 水道整備室
6/1～6/30	土砂災害防止月間	土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深めるとともに土砂災害防止に関する防災知識の普及・警戒避難体制整備の促進等の運動を推進する。	砂防課
7/1～7/31	河川愛護月間	河川愛護思想の普及を図り、河川愛護と正しい河川の利用について広く県民の認識を深める。	河川管理課
7/1～7/31	海岸愛護月間	海岸愛護の思想を深く県民に広報し、豊かで潤いのある海岸の保全を推進する。	港湾課
7/7	川の日	河川と国民の関わり、その歴史、河川の持つ魅力などについて、広く国民の理解と関心を深める。	河川管理課
8/1 8/1～8/7	水の日 水の週間	水の有限性、貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めることを目的に、国及び地方公共団体、関係諸団体の緊密な連携により、水に関する各種行事を全国的に実施する。	水資源対策課
8/1～8/31	道路ふれあい月間	安全で快適な道路環境を保持するため、交通安全施設等の点検と整備、道路の正しい利用と道路愛護思想の普及を図り、道路を常に美しく安全に使用する気運を高める。	道路維持課
8/10	道の日	見過ごされがちな道路の重要性に対する県民の理解と道路愛護の精神を高めるため、「道の日」を中心に、道路を様々な角度から紹介する行事を展開する。	道路維持課 道路建設課
8/25～8/31	道路防災週間	防災施設・設備の点検や防災訓練などを実施するとともに、地域の方々や道路利用者などに安全性・信頼性の高い道路ネットワークの重要性と防災への備えなどを認識していただき防災への知識・意識の向上等を図る。	道路維持課

8／30～9／5 9／1	防災週間 防災の日		
10／1～10／7	全国道路標識週間	道路標識の設置状況及び表示内容を広域的・組織的に点検し、その管理の徹底を図るとともに、道路標識の重要性を広報し、道路標識に対する意識の高揚を図る。	道路維持課
11／18	土木の日	社会資本整備の重要性や土木事業についての理解を深めてもらうことを目的として現場体験やパネル展示のイベントを開催し、土木と日常のくらしの接点を紹介する。	企画課